

# 移送サービスご利用案内

令和 8 年4月

社会福祉法人 交野市社会福祉協議会

住所:交野市天野が原町5-5-1

電話:0 7 2 – 8 9 5 – 1 1 8 5

### ◆福祉有償運送とは

福祉有償運送(通称「移送サービス」)とは、要介護(要支援)認定者や身体障がいの方々に対しボランティアの協力をえて、福祉車両を使用して外出の援助をする個別輸送サービスです。

### ◆運転ボランティアとは

国で定められた講習を受講し登録(大阪府河北ブロック福祉有償運送運営協議会)されたボランティアです。必要な資格は普通自動車第一種運転免許のみで介護の資格等は不要です。

### ◆利用対象者

他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者(福祉有償運送ガイドブック国土交通省自動車交通局旅客課より引用)

また、交野市に住民票があり、かつ、交野市内にお住まいの人で、以下の①または②のいずれかに該当する人。

① 介護保険法での「要支援」または「要介護」の認定を受けている人

② 身体障がい者手帳をお持ちの人

※急な体調不良や事故等の対応を考慮し、利用者の安全確保を目的として、原則として介助人(1人)の同乗が必要です。

### ◆介助人とは

運転ボランティアは運転のみの対応としており、利用者の車両への乗降時の介助、荷物の出し入れ等は介助人で行っていただきます。また、万が一の緊急時(人命救護、消防や警察への通報)などに対応していただく場合があります。

車内で利用者と運転ボランティアが二人で待機することはできませんので、外出先等での全ての所用(会計・薬局等)を終わらせてから利用者と一緒に車両へ乗車してください。

### ◆車いすについて

① 車輪にシートベルトを通せない車いす(車輪が小さい、スポークカバーが装着されている場合等)ではご乗車できません。

② 車両への乗降は運転ボランティアが行うため、特殊なブレーキの場合介助人にブレーキ操作をお願いする場合があります。

③ 移送車両は軽ワゴンのため、リクライニングタイプの車いす、特殊型車いすの場合、乗車できない場合があります。事前に移送車両へ乗車可能か不可能かを試乗することもできますのでお問い合わせください。

### ◆利用目的

通院、買い物、余暇活動、散髪(美容院)、レクリエーションや社会参加のための送迎(運転)

### ◆利用できる範囲

北河内5市(交野市・四條畷市・枚方市・寝屋川市・守口市)で、発着のいずれかが交野市内であること。

ただし、乗降場所の安全確保が出来ないと判断した場合、利用できる範囲内であってもお断りする場合があります。

### ◆利用日と時間

運行日:月曜日～金曜日(祝日及び年末年始(12月27日～1月6日)は除く)

運行時間:午前9時30分～午後4時30分(ただし、ゆうゆうセンター発着時間)

例:往路)午前9時30分ゆうゆうセンター出発 → 利用者宅 → 送り先

復路)迎え先 → 利用者宅 → ゆうゆうセンター午後4時30分到着

### ◆利用回数

1ヶ月に3回まで(回数は片道・往復にかかわらず1回とします)

### ◆利用料金等(詳細は裏面参照)

① 新規登録料:登録時に2,000円(初年度は年会費の徴収はありません。)

② 年会費:年度毎に1,000円(年度内に登録解除されても年会費の返金はできません)

③ 利用料金:初乗料金3km未満は500円、以降1kmごとに200円加算。(ただし、1km未満は切り捨てとします)

※運行距離は“グーグルマップ”ルート検索の最短距離(有料区間を含まない)で測定します。

※料金は当日、運転ボランティアにお渡しください。往復であっても、往路・復路で片道づつ徴収します。

必ずお釣りがないように、準備をしてください。

※駐車場代が必要となった場合は利用者が実費にてお支払ください。

※高速道路はご利用いただけません。

### ◆事前の登録が必要です

- ① 交野市社会福祉協議会(以下「当会」という。)職員が訪問し、面談をさせていただきます。
- ② 移送サービス利用登録申請書等、必要書類の提出をお願いします。
- ③ 利用登録決定通知書(様式第3号)と利用申請書(様式第6号)を当会より郵送します。お手元に届きましたら、新規登録料(2,000円)を同封の振込先までお振込みください。当会で入金が確認できましたら連絡させていただきますので、その時点から予約をお受けできます。

### ◆有効期限

登録の有効期限は原則として3年です。更新時期になりましたら、当会から更新の意思確認を行い更新します。ただし、更新時期までに登録事項に変更が生じた場合は、当会(072-895-1185)までご連絡をお願いします。

### ◆ご利用について

- ① 下記電話番号に連絡し仮予約をしていただきます。(受付時間:平日9時~17時00分)  
お聞きする内容:利用日時(往路・復路)、行き先、介助人  
**仮予約とは車を仮押さえするのと運転ボランティアが確保されたものではありません。**
- ② 移送サービス利用申請書(様式第6号)を提出してください。移送サービス利用申請書を当会で確認後、運転ボランティアを調整しますので、電話で仮予約されましたらなるべく早く提出してください。
- ③ 運転ボランティアが見つかりましたら連絡させていただき、予約確定となります。

### ◆利用申請書の提出について

従来の提出方法(ファックス・郵送・持参)に加え、令和8年1月5日より当会ホームページ専用フォームから提出できるようになりました。

予約の期限	利用予定日の1か月前~10日前まで	
申し込み先	交野市社会福祉協議会	
電話番号	072-895-1185	
ファックス番号	072-893-6423	〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1 交野市社会福祉協議会 担当:服部・浦上

- ※ 10日前までとは土日祝を含みますが10日前が土日祝にあたる場合はその前日とします。
- ※ 予約の期限について、年末年始などの大型連休の場合は7開所日の前日までとします。  
詳しくはお問い合わせください。
- ※ 予約は先着順になっているため、ご希望に添えない場合があります。
- ※ 病院等の予約前若しくは予定が未確定の「とりあえずの予約」は、他の方のご迷惑になりますので、病院等の予約後若しくは予定が確定してからご予約をしてください。

### ◆キャンセル料について

以下のいずれかに該当する場合、キャンセル料として1回500円を徴収します。支払いは、当会まで現金を持参していただくか、口座振込みもできますので問い合わせください。

※ 口座への振込みの場合、振込手数料は利用者の負担となります。

**キャンセル料を未払いの場合、次回ご利用及びご予約は出来ません。**

- ① 午前10時までの予約について、当日午前9時15分までにキャンセルの連絡がない場合
- ② 午前10時以降の予約について、予約時間の1時間前までにキャンセルの連絡がない場合

### ◆事故が起きた時の対応について

事故の補償については、当会が加入している保険の範囲内とし、車両乗車時以外(乗車前及び降車後の車両から離れた状態にある事故)の損害は保険の補償対象外となります。また、以下の事故等については当会及び運転ボランティアはその損害について責任を負いません。

- ・台風、洪水・高潮による損害
- ・乗車時及び降車時並びに乗車後及び降車後の事故による損害
- ・飲酒等、異常かつ危険な方法でお車に搭乗中の方に生じた損害
- ・「ご利用にあたっての確認事項」に反した場合の損害

※「移送サービスご利用案内」及び「ご利用にあたっての確認事項」をご熟読いただき、ご理解・ご了承の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

## 移送サービス利用料金等について

初乗料金3km未満は500円、以降1kmごとに200円加算  
(ただし、1km未満は切り捨てとします)

~ 2.9km	500円
3.0km ~ 3.9km	700円
4.0km ~ 4.9km	900円
5.0km ~ 5.9km	1,100円
6.0km ~ 6.9km	1,300円
7.0km ~ 7.9km	1,500円
8.0km ~ 8.9km	1,700円
9.0km ~ 9.9km	1,900円
10.0km ~ 10.9km	2,100円
11.0km ~ 11.9km	2,300円
12.0km ~ 12.9km	2,500円
13.0km ~ 13.9km	2,700円
14.0km ~ 14.9km	2,900円
15.0km ~ 15.9km	3,100円
16.0km ~ 16.9km	3,300円
17.0km ~ 17.9km	3,500円
18.0km ~ 18.9km	3,700円
19.0km ~ 19.9km	3,900円

※ 20km以降も1km単位ごとに200円加算



移送サービス事業の運営は、赤い羽根共同募金配分金を活用しています。